

桂川^{かつらがわ}関連遺跡^{かんれんいせき}・長岡京跡^{ながおかきょうあと}（第3次）

調査期間：令和6年4月1日（月）～令和7年5月16日（金）

調査機関：京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課



はじめに

京都市文化財保護課は、国土交通省淀川河川事務所が進めている桂川治水工事に伴って、遺跡の発掘調査を行っています。調査は複数年にわたって行う予定で、今回は令和6年4月1日から令和7年5月16日までに実施した発掘調査（第3次）の成果を報告します。

発掘調査地は、桂川と西羽束師川^{にしはづかしがわ}の合流点の左岸に位置します（図1）。この場所は「長岡京跡」と「桂川関連遺跡」にあたります。長岡京は784年に平城京^{へいじょうきょう}（奈良県）から遷^{うつ}された都^{みやこ}（首都）です。調査地は都の南東隅の宅地（左京七条四坊・八条四坊）にあたります。残念ながらどのような人物が暮らしていたのかは分かっていません。

一方、「桂川関連遺跡」は、横大路から水垂^{みずたれ}までの桂川河川敷において、重要な遺構や遺物が発見されたため新たに登録された遺跡です。主に弥生時代から明治時代までの各時期の建物跡や治水に関連する施設などが発見されています。また、現桂川右岸では港湾施設の存在を窺^{うかが}わせる遺物（舟材）も確認されています。桂川の治水の歴史や、謎に包まれた港湾施設の実態解明に繋がる遺跡として注目を集めています。

さて、今回の調査では2力年にわたるこれまでの調査に引き続いて、江戸時代～明治・大正時代にかけての治水関連施設などを発見しました（図4・写真7～15）。なかでも、新たな治水関連施設を想定していた範囲の外側で確認したことにより、広範囲の河岸が水制によって保護されていたことが明らかになりました。

また、治水施設は構造や場所を変えながらも大正時代まで維持・管理されていたことも確認できました。実態がほとんど解明されていない近世桂川の治水史（防災史）を知るうえで、重要な成果を得ることができたと言えます。

さらに、今回の調査では特異な構造の治水施設（写真11・12）や、治水と舟運の両方に深く関わる遺構を初めて確認しました（写真8・13）。このような施設はこれまでの調査では確認していません。以下では今回の調査で初めて発見した遺構を中心に説明します。

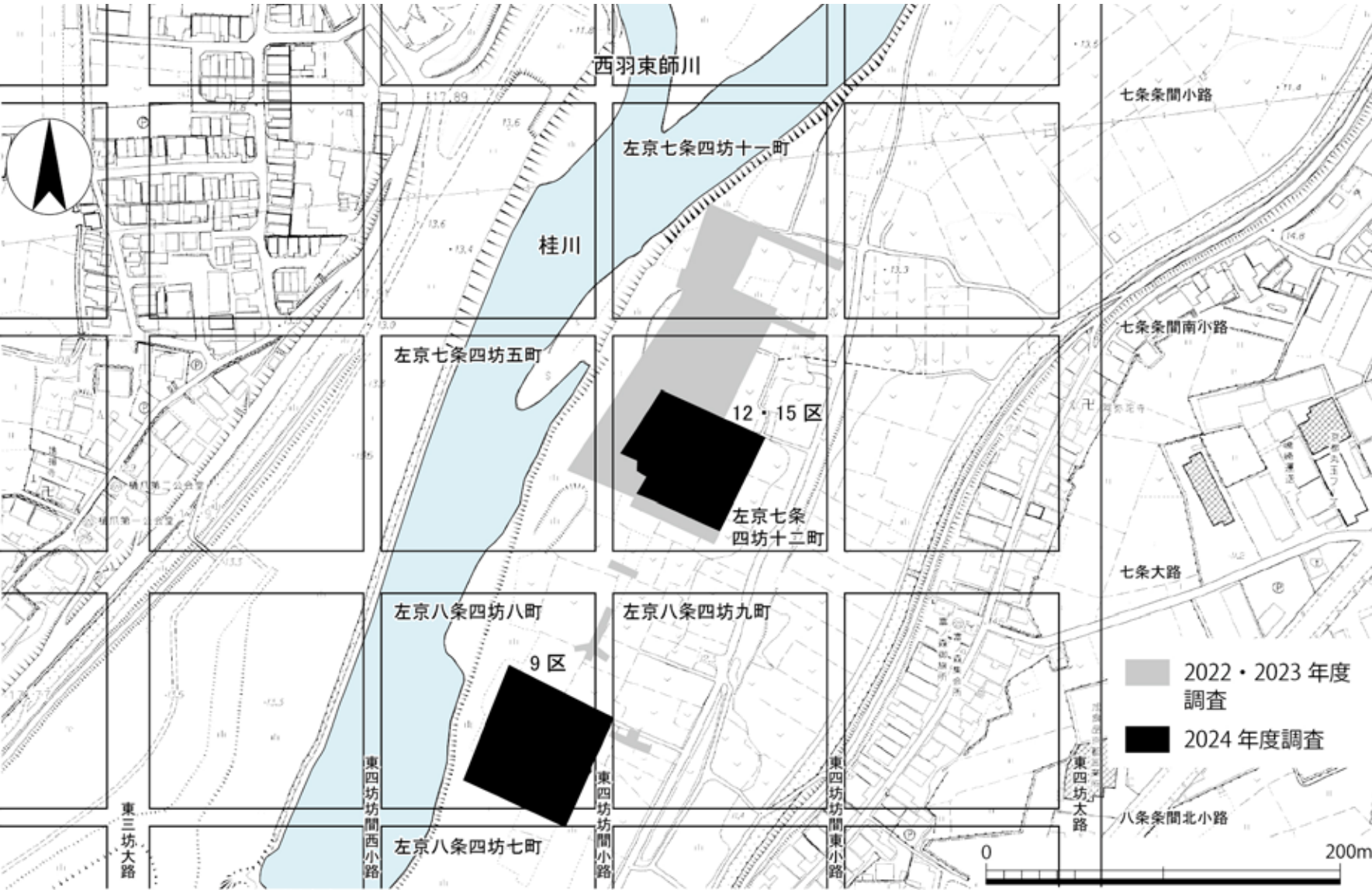


図1 調査地位置図（長岡京復元図を重ね合わせている）

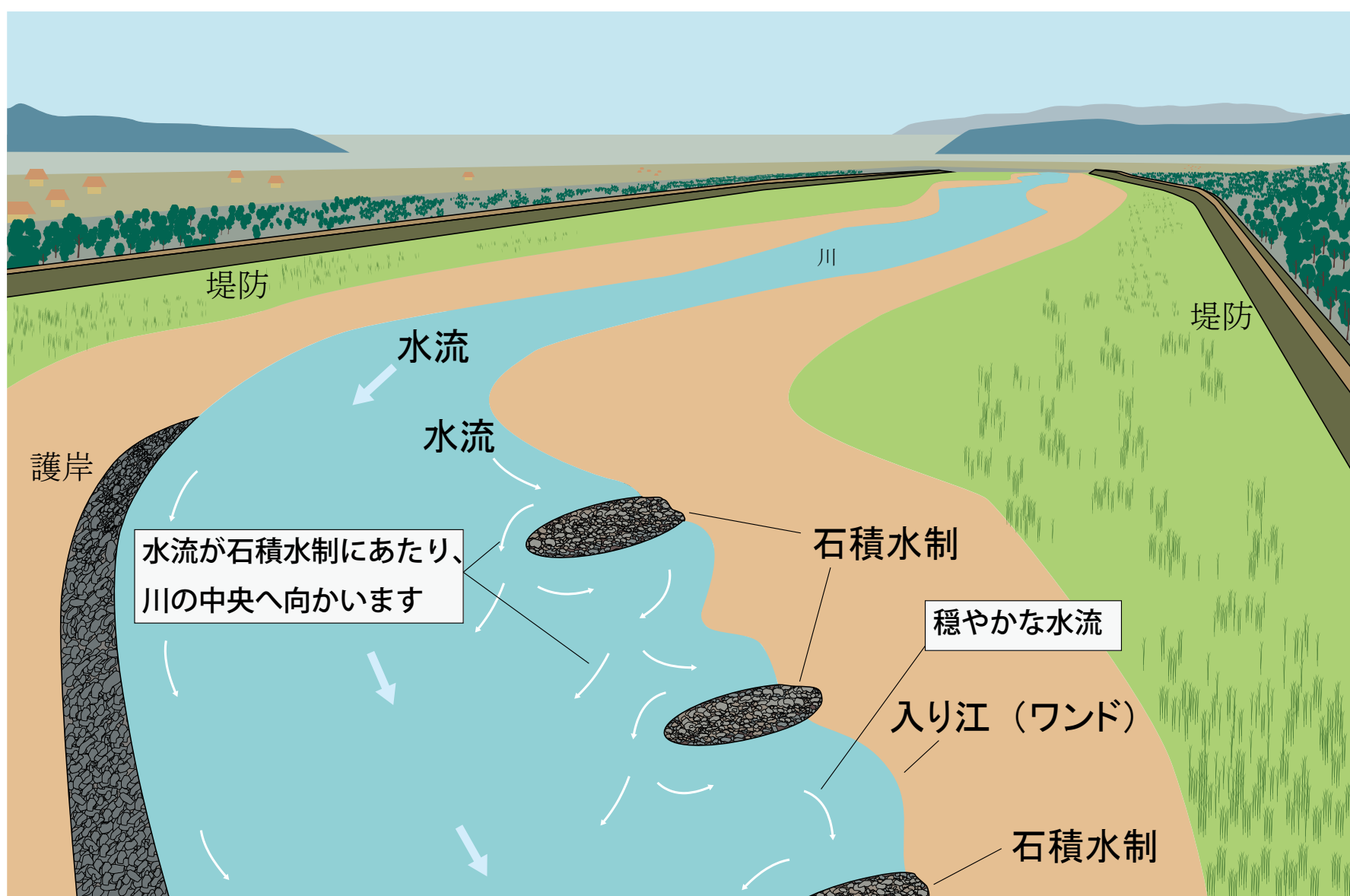


図2 石積水制作用模式図



これまでの調査概要

まずは、これまでの調査成果の確認を通して、当該地の様相を見ていきましょう。これまでの発掘調査によって、江戸時代前半の石積水制や明治時代～大正時代の護岸（杭出し）などの治水に^{くだ}関連する遺構及び、江戸時代以前の人・馬・牛の足跡を発見しました（図3・写真1～6）。また、時代の経過とともに桂川の位置が東から西へと移動していることも明らかとなりました。

水制とは河川の水流を制御するための工作物です。河岸から川の中心に向かって突出した工作物を設置することによって流速を制限し、かつ流れの向きを固定します（図2）。調査で確認した水制は、写真1・2のような主に石と砂礫^{されき}で造った「石積水制」^{いしづみすいせい}（石出し^{いしだ}）と呼ばれる構造物です。これまでに4基の石積水制を確認し、少なくとも3基が連続するように設置されていたことが明らかになりました。石積水制が連続して設置される様相が、^{かもがわすじたかのがわすじみずたれまでのえす}「加茂川筋高野川筋水垂迄絵図」（寛文9年（1669）/ 京都府立京都学・歴彩館蔵）と一致することから、石積水制が遅くとも江

戸時代前半（17世紀中頃）には作られたと考えられます。

また、石積水制と重複するように杭列を確認しました（写真3）。杭列は、石積水制が土砂によって埋没した後に作られた護岸だと考えられます。このような木杭を数列に分けて打設した護岸施設を「杭出し」と呼んでいます。杭出しが作られた詳細な時期は不明ですが、遅くとも明治時代には作られたと考えています。

人・牛・馬の足跡は、治水施設が作られるよりも前に残されたものですが、詳細な時期は特定出来ませんでした。ただ、調査地周辺の河岸は、江戸時代以前から人や牛・馬が往来できる環境にあったことが分かりました。

このように、調査地周辺の河川敷の利用方法は、江戸時代前半に治水施設を設置することによって、大きく変化したと考えられます。実は調査地周辺の堤内の様相も、室町時代末から江戸時代初頭にかけて大きく変化しています。なかでも、調査地下流域は天正17年（1589）に豊臣秀吉によって茶々の産所として旧淀城跡が改修されています。元和9年（1623）には、徳川秀忠の命によって現在の與^よ杼^ど神社（伏見区淀）の位置に淀城が築城されました。さらに、築城にあたって河川の付け替えも行われました。このような堤内外の土地利用の変化が、当該地にも影響を与えたと推測できます。

現在もそうであるように、桂川流域に定住する人々の暮らしと河川の利水・治水事業は密接に関わっています。一連の調査成果は、近世桂川流域における治水事業の一端を明らかにしただけではなく、人々と桂川がどのように関わっていたのかを検討する上で欠かせない資料と言えます。

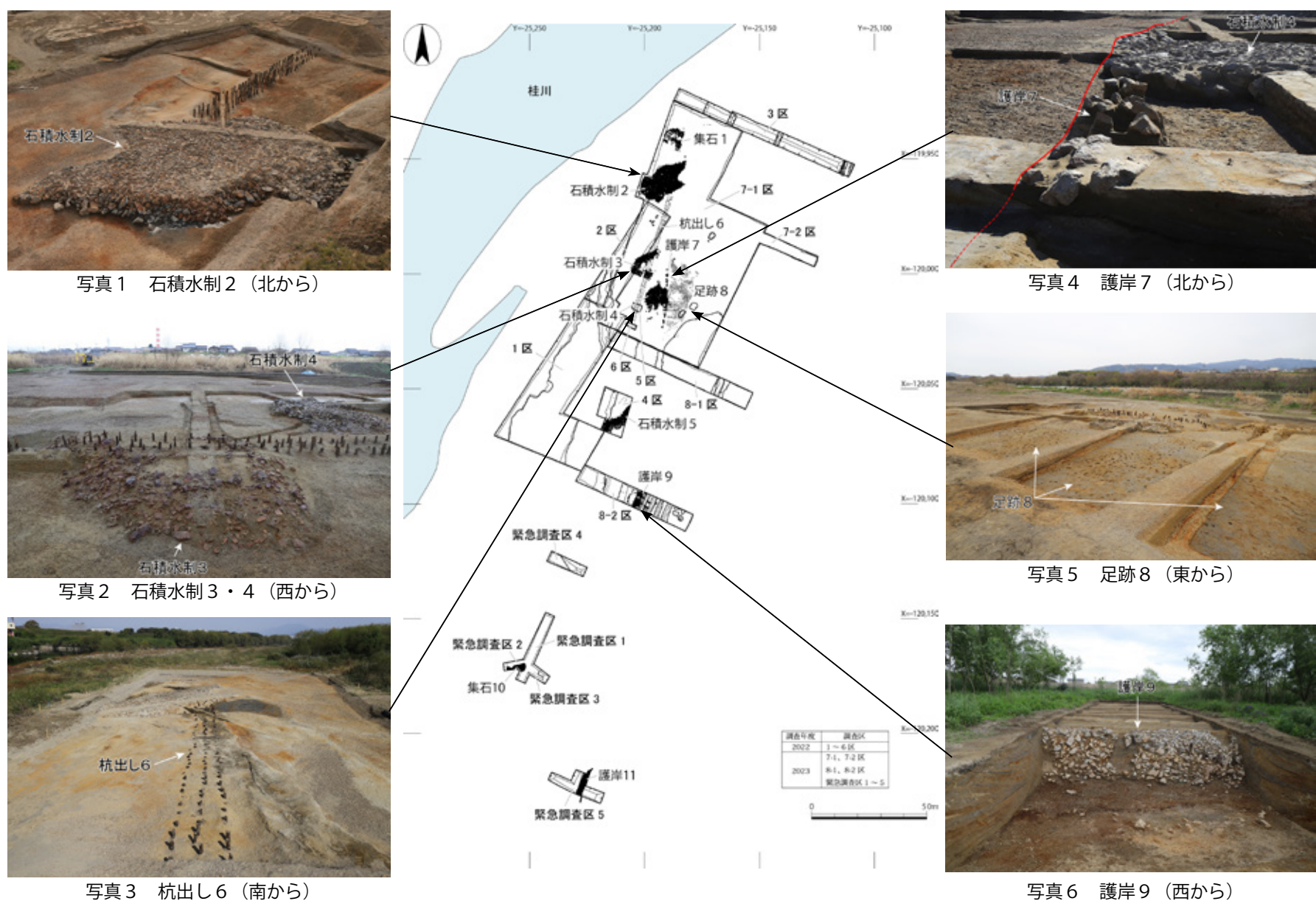


図3 1～2次調査遺構配置図

3 今回の調査成果

今回の調査では大きく2箇所調査区を設定しました（図4-9区、12・15区）。発見した主な遺構は、耕作溝・石積水制・護岸・杭出し・足跡等です。

冒頭で述べた通り、新たに確認した杭出しと舟溜り（^{ふなだま}杭出し13～16、石積水制5、護岸17・18）を見ていくことにします。

1. 杭出し

9区で発見した杭出し13～16です（写真7・11・12）。明治～大正時代に設置されたと考えられます。杭出しは「2.これまでの調査概要」で説明した通り昨年度調査（写真3）でも確認していますが、今回確認した杭出しはこれまでのものと構造が大きく異なります。

【構造】 2～3本の木杭が河岸から川に向かって列をなすように打設されています。杭列の下部は川側（西側）が法面^{のりめん}となるよう

に造成し、斜面に多量のチャートを据え付けています。また、杭出しは連続するように近接して設置されているため、下部の法面が重複しています（写真12）。木杭列の間に石材を補填^{ほてん}する工法は、豊臣秀吉の命によって築堤された太閤堤^{たいこうつつみ}（史跡宇治川太閤堤跡）に類例がありますが、太閤堤は木杭が隠れるまで石材を充填しています。江戸時代の治水工法を体系的にまとめた技術書（『土木要録』等）にも記録はなく、全国的に見ても類例のない構造であることが分かります。

【目的】 では、杭出しはどのような効果を期待して設置されたのでしょうか。川側に木杭が突き出していることから、少なくとも木杭による流速の低下が見込まれます。また、杭列の下部に川の流れを妨げるように多量の石材を貼り付けた法面が造成されていることから、川の流れを制限し、かつ流れの向きを固定する効果があったと推測できます。つまり、石積水制とほぼ同じ効果が得られたと考えられます（図2）。昨年度確認した杭出しは護岸を目的に設置されたと判断しましたが、本調査で確認した杭出しは石積水制と同様に流速の低下と流向の固定を意図して設置されたと推測できます。

2. 舟溜^{ふなだま}り

12・15区で発見した近世の石積水制と護岸です（写真8・13）。

【石積水制】 石積水制5は長辺が約27m、短辺が約15mあり、礫や砂を水制の形状に削り出した後に、表面に頁岩^{けつ}を積み上げて構築しています。構築方法や規模が、1・2次調査で確認した石積水制と同様であることから、石積水制15もその他の石積水制と同様に江戸時代前半（17世紀中頃）に設置されたと考えられます。

【護岸】 一方、護岸17は石積水制に接続するように、上流側と下流側に設置されています（以下では、石積水制を境にて上流側と下流側に区別します）。上流側は後の時代に壊されていることから、5m程度の確認に留まりましたが、下流側は約35m以上もあります。石材は石積水制と同様の頁岩が用いられており、なかでも、下流側は石積水制5南法面と一体となるように作られています（写真13）。このようなことから、頁岩で作られた護岸17は、石積水制と同時期（17世紀中頃）に設置されたと考えられます。

また、下流側はある時期に河川が供給した土砂によって、石積水制5南法面とともに埋没します。埋没後に護岸から石積水制までを浅く掘りなおし、西側にチャートを用いた新たな護岸18を作りだします（写真8）。ただし、護岸18の作り直しの際に、石積水制南法面に堆積した土砂を完全に取り除いていないことから、護岸と石積水制が一体となり機能していたとは考えられません。

【護岸の特徴】 護岸17と石積水制5の関係を検討するにあたって、まず注目したいのが護岸17の構造が上流側と下流側で異なることです。上流側の護岸石はほとんど残されていませんが、河岸の肩口の緩やかな斜面に小礫の頁岩が敷かれています（写真14）。第2次調査で、石積水制周辺の河岸に沿って人頭大ほどの頁岩が並ぶことを確認していることから（写真4）、礫敷きの上には人頭大の護岸石が据えられていたと推測できます。したがって、上流側は遠浅のような緩やかな傾斜面を保護するための背の低い護岸が作られていたと考えられます。

一方、下流側は写真13の通り、護岸石のない箇所があるものの河岸の肩口から河床まで石材が階段状に積み重ねられています。なかでも、石積水制と護岸が接続する箇所には、石材が隙間

なく据えられています。つまり、下流側は急斜面を保護するために背の高い護岸が作られています。

さて、護岸の高さはおおよそ河岸から河床までの高低差を示しています。したがって、下流側の河床が上流側に比べて低いことが分かります。また、下流側は護岸と石積水制が一体で作られていることから、河岸と石積水制の河床は同じ位置にあたります。石積水制は河岸を削り出して構築していることから、河床面は石積水制が構築される直前の地形に由来するものではなく、人為的に作り出されたことになります。

つまり、計画的に石積水制を境にして、高さの異なる護岸を作りだしたと考えられます。さらに、下流側は河床に石材を据えることによって、増水時でも河床が掘り下がらないように保護しています。明らかに水面から河床までの水深を一定に保つことを意図しており、石積水制下流側の水深を管理することも目的としていたと考えられます。

3. 石積水制と護岸

さて、石積水制の下流側は図2に示した通り、河道に突き出た水制によって流速が低減し、入り江（ワンド）が形成されます。つまり、石積水制と護岸を一体にすることによって、石積水制の下流側に計画水位（水深）の入り江を作り出したと推定できます。

史料によれば近世桂川には数多くの舟が往来していたとされます。舟の往来に欠かせないのが舟を係留^{けいりゅう}させる舟溜りです。舟溜りに必要とされる条件は、舟が安全に侵入することができる水深（喫水）が確保されていることと静穏な環境です。今回の調査で発見した石積水制5と護岸17によって作り出された入り江は、この舟溜りの条件を満たしています。

以上のことから、石積水制の下流側には舟溜りが作られたと推測できます。ただし、当該地には栈橋等の施設がないことから、荷揚げや船積み等にご利用したとは考えられません。舟の動力となる風を待つ等の一時的な待機所として利用されていたと推測できます。また、詳細な場所の特定は出来ていませんが、当該地の上流に草津湊^{みなと}、下流には淀津があったとされており、当該地は中継地点に当たります。草津湊や淀津が舟で混雑し着岸することが出来なかった際の待機所として利用されていたとも考えられます。

今回の舟溜り遺構の発見によって、石積水制がただ河川敷を保護するためだけに設置されたものではなく、舟運にも深く関わっていたことが明らかになりました。このような施設は、当該地周辺にまだまだ残されている可能性があります。今後も淀川河川事務所と連携を図り、発掘調査を計画的に進めていく予定です。

（鈴木 久史）

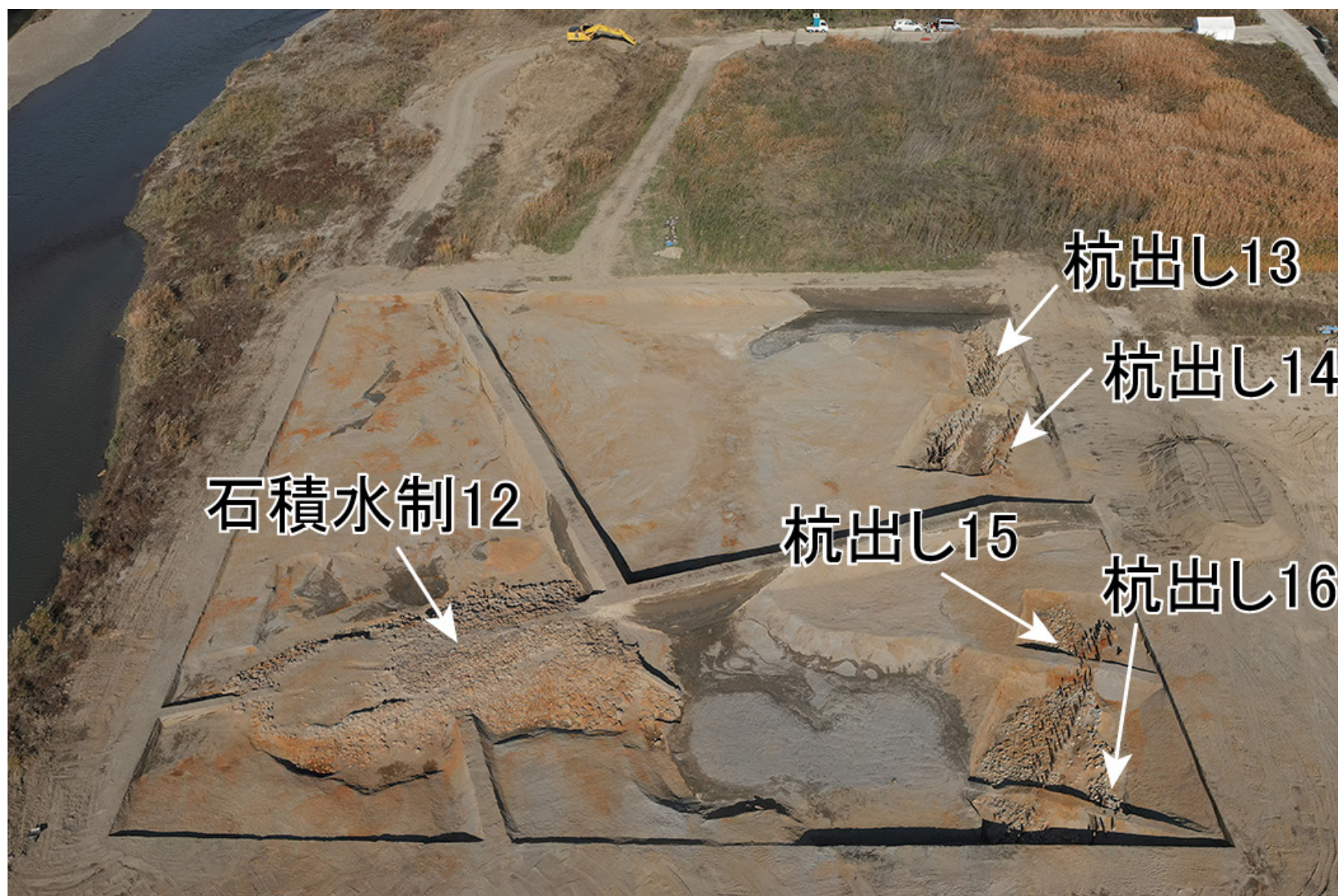


写真7 9区空撮（南から）

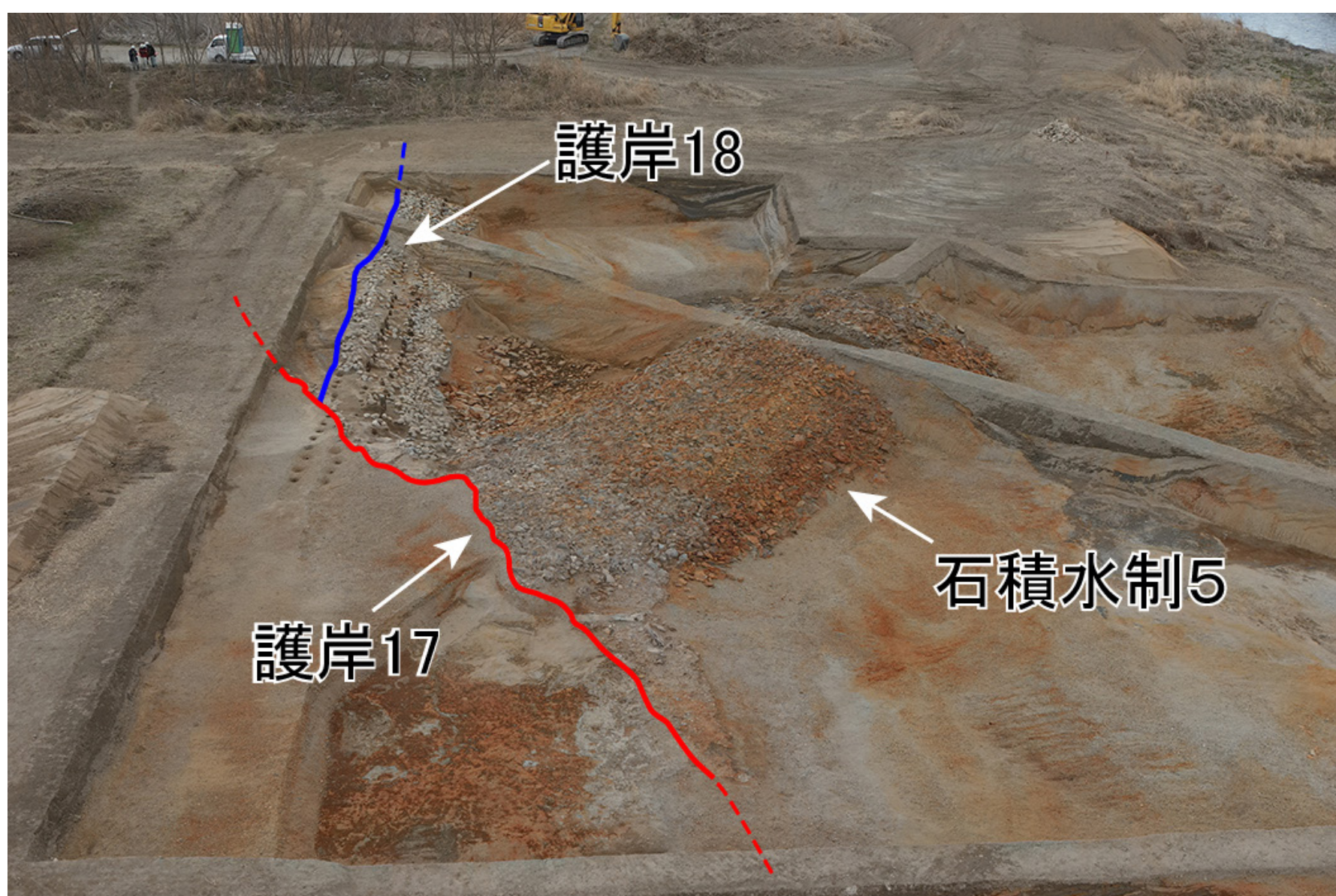


写真8 12区空撮（北から）



写真9 15区空撮（北から）

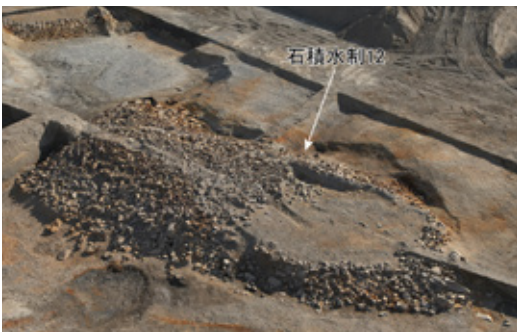


写真10 石積水利12（北から）



写真11 杭出し13～16（北から）

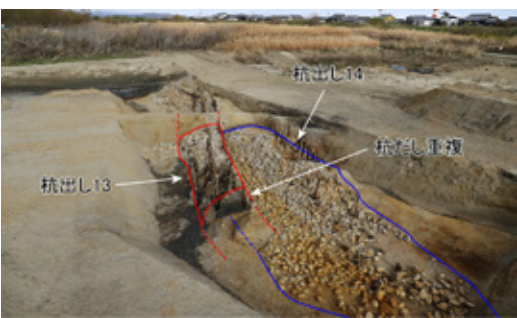


写真12 杭出し13・14（南から）

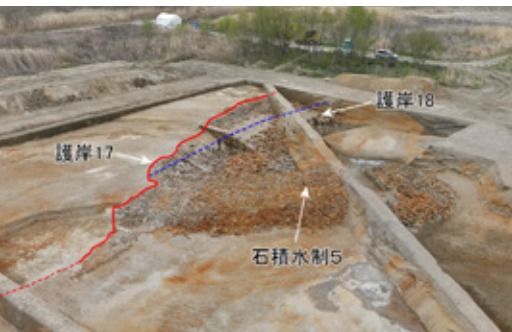
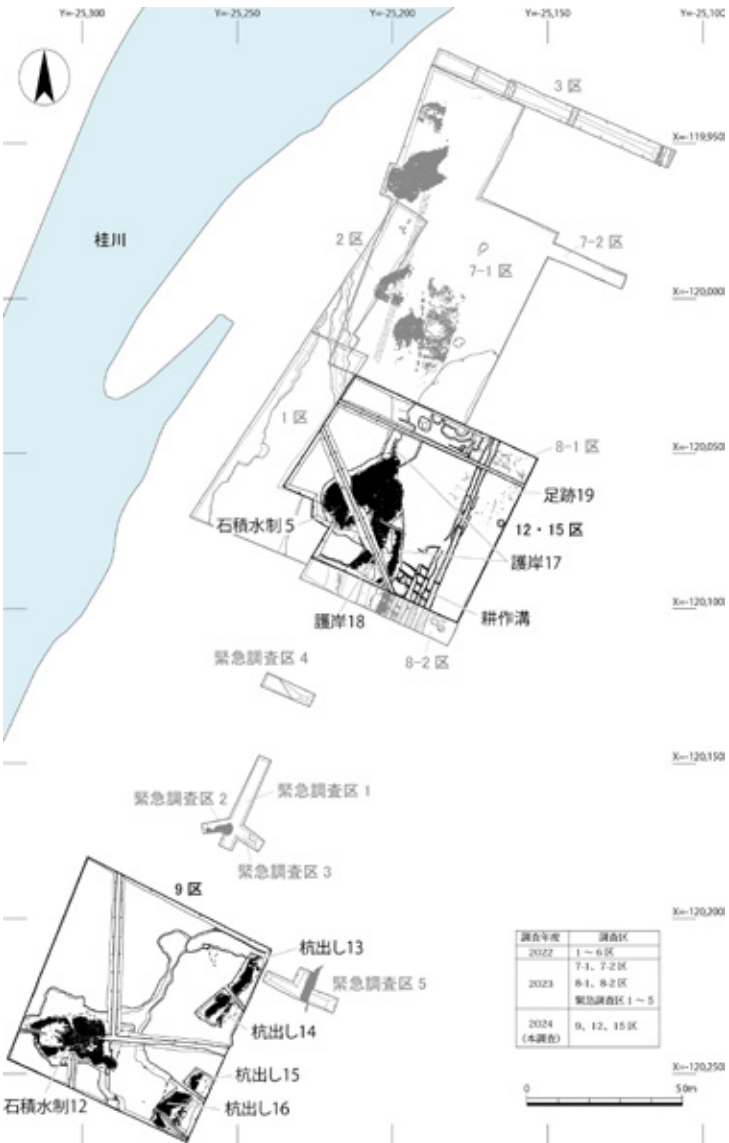


写真13 石積水利5と護岸17・18（北から）

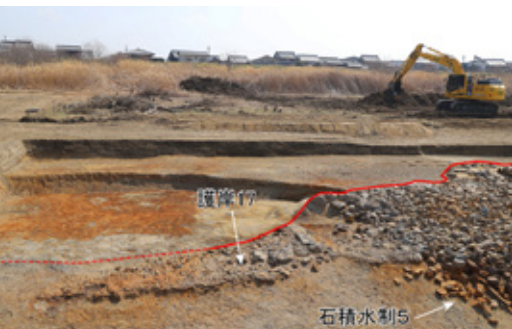


写真14 護岸17上流側（西から）

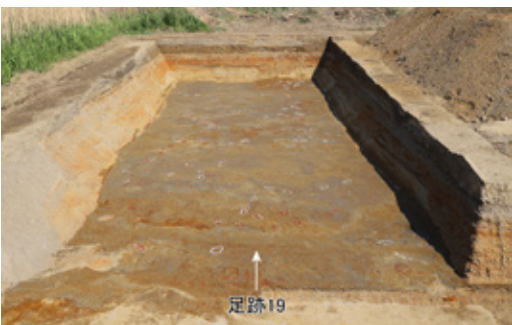


写真15 足跡19（西から）

図4 調査区配置図及び遺構配置図